

第

問

第1 甲の罪責

11) 甲がVをたまたま、~~が~~仏像を手に入れた行為に詐欺罪(刑法(以下略)

246条1項)が成立しないか。その要件は、①欺く行為②錯誤③④に基づく交付⑤財物移転⑥⑦⑧の因果関係⑨である。

(2) 甲は、Vに対して、3ヶ月前に2000万円が入り、Vは、代金が準備されているとの錯誤におちいた(①、②)。そして、Vは、代金が準備されているのを、仏像を渡してもかまわないと見え、仏像を甲に引き渡した(③、④)。

仏像を受け取った甲は、これを仲間の乙に手渡し、乙は9ヶ月前の場から立ち去ったこと、甲は仏像を確保した(⑤、⑥)。

甲の行為は、①②に該当し、甲が仏像を確保したことが既述に達した。

甲の故意(38条1項本文)も認められる。

(3) (たが、甲にはVに対する詐欺罪が成立する。

21) 次に、甲がVに重傷を負わせ、仏像の返還、代金の支払11を免れた行為に2項強盗殺人未遂罪(236条2項、240条後段、243条)が成立しないか。その要件は、①暴行又は脅迫②財産上不法の利益を得たこと

③~~暴行又は脅迫~~④~~財産上不法の利益を得たこと~~である。

(2) 3「暴行」とは、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の不法な物理力の行使をいう。甲は、Vをナイフで突き刺して11ることから、④はみたす。

1「不法」とは、利益を得る方法が不法であることをいう。財産上の利益は、一時的な利益も含むが、236条1項とのバランスで、強取、~~強盗~~と同程度であることが必要である。

甲は、Vをナイフで突き刺し重傷を負わせて11る。Vは命にかかるとの脅かを受けており、甲に対して、仏像の返還や代金の支払を求める

第

問

ことではない。甲はその間、~~Vに対して~~、仏像を返還すること、~~代金の支払を求め11る~~。甲には、④があるといえる。

~~④不法利益の獲得は、権利者を排除し、~~

ウ また、甲には殺意があり、①、②の故意も認められる。

~~③甲の行為は、強盗殺人未遂罪の~~

エ (た、240条には故意がある場合も含むかが問題となるが、同条は「おて」の文言が存(に)とあるが、故意がある場合も含むと解する。

(3) 甲の行為は、強盗殺人未遂罪の構成要件に該当する。

(4) も、よ、甲の行為は、Vが甲にナイフを突き付けたことにより、行われたものである。そこで、正当防衛(36条1項)にあたるかは11る。その要件は、①急迫不正の侵害②自己又は他人の権利を防衛するため③やむを得ずにした行為であることである。

3「急迫」とは、危険が現に存在するかしめられた状況にあることである。甲は、Vから、ナイフを首元に突き付けられ、不正の侵害に直面して11るから、④をみたす。

1「防衛するため」とは防衛の意思があることをし、攻撃的の意思と併存して11る防衛の意思があればよいとされる。

甲は、ナイフで刺さる危険から逃げる意思も有(て)いたため④をみたす。

ウ「やむを得ずにした行為」とは、必要最小限度の行為であることを(11)、不正の侵害の程度とそれに支障する防衛行為を比較考慮して決する。

Vは、ナイフを持っており、甲は特段の武器は持っていない。しかし、Vは、68歳で、~~20歳と若く、体力がある~~甲は、身長は160cmと男性として、小柄で、体重は53kgと軽た。一方、甲は28歳と若く、Vよりも、

身長が18cmも高く、体重に致しては30kgも重かった。

甲はVからナイフを奪い取ったが、Vは甲に対して歯向かうことは、難しい状況にあった。それにもかかわらず、甲は、ナイフを使って、Vの腹部を突き刺して11。甲が~~Vに~~体格差で勝るVに支えて、武器を使い、さらにVの体の重要部分である腹部に攻撃を加えることは過剰な行為であるとして、必要最小限度の行為とは12を11。

したがって、③はみたさない。

エも、①、②をみたすことから、甲は、~~過剰防衛~~過剰防衛(36条2項)となる。

第3 罪数

甲には、詐欺罪と強盗殺人未遂罪が成立し、これは、牵连犯(54条1項後段)となり、任意的に減免される。

第2 この罪責

1. まず、~~甲~~甲の事実1、この行為は、その時点で乙の知るところではなく、乙には、甲との~~共謀~~共同正犯(60条)は成立しない。

2. ~~乙~~乙は、仏像の保管中に、それが盗品であることを知った。乙には盗品保管罪(256条2項)が成立しないか。

256条の保護法益は、真所有権者の追及権である。盗品と知って保管していれば、所有権者の追及権は害されて11と11る。

乙は、仏像が甲の詐欺行為により得られたことを知、た上で保管を続け11て11る。乙が仏像が「盗品」であることを知った時点で、盗品256条の罪は成立する。

3. また、乙が依頼者甲に無断で仏像を処分した行為が横領罪(252条1項)となる11か。

(1) 詐欺、盗品であっても、委託者の意見に反する行為であれば、横領罪は成立する。

(2) 「横領」とは、不法領得の意思~~を~~實現する~~目的~~行為を11。委託者の意見に反して、所有権者でなければならぬ行為をすることである。

乙は、甲の意見に反して、仏像を5603円で売却して11る。この行為は、「横領」にあたる。

第3 罪数

乙には、盗品保管罪と横領罪が成立し、これは併合罪(45条前段)となる。

以上

(第 二 問)

第1. 甲の罪責

1. 代金を支払わたり、いん像身持ち去るに行為について

(1) 甲01加3行為「入」, 言非欺罪(246條刑法(以下, 法名省略))
246條(1項)「成立」3分。

ア、「目利物」とは 経済的価値を有し、その占有が他者に移転し得る点と、
その価値を享受する点とのあはれ、本件が目利物であるに依り、客観的
入札に依り、公平 である。わが国は物品を「目利物」といふが、

この点、その見解が主の「問題」とは多量素材と同一素材、商品も不特定多数の
価値を有し、その占有が平等に多量に生じ、時点をその範囲で享受するもの
といえる。したがって、権利が侵害は同一素材といふ。

イ. そして、甲は、2000万円が入っているという点に目をつけ、アタッシュケースに
示した画像の引き渡しを求め、それを目にしいアタッシュケースに**実は**
実際は2000万円が入っているのに3200万円と偽り、みい代金を準備した上
であれば、先に画像を引き渡し、お代金を受け取り、**損ねる**ことは
ないであろうと考え、お代金を甲に引き渡した。この金銭授けは
瑕疵ある意思に基づき、**引渡しを地台の占有から他人の占有に移す行**
為であるといふから、甲の上記引渡し行為取消の請求権の行使要件
は満たす。

ウ. ~~また~~ 甲に、お嬢と1犯罪事実についての認識誤差があると、
甲は当初の自らの言明に「はい」と答えておられたのであり、一連の犯
罪についてお嬢が知っている事情はない。

工. 3. 1. 2. 1. 公家から引渡された土地に「1」から甲に占有が移転したと
し、乙から上記の犯罪に「2」が関与している。

第 問

(2) しに於て、甲の上告行為は、特に、力言罪(現行義罪(46条1項))が成立する。

2. Vの腹股部をナイフで一突きしに行為について

(1) 甲の加害行為につき、殺人未遂罪(≠203条、199条)が成立可能か。

ア、実行行為とは特定の構成要件に該当する法益侵害の現実的危険性を惹起する行為であるところ、~~非致死性~~腹部と肩の二箇所にとり、~~重要は~~腹部臓器が多数密集している部分であり、その腹部を非致死性の長さ15センチメートルの金針リリタイ布で刺突く行為は人の生命という殺人罪の法益を侵害する非致死性の危険現実的危険性を惹起する行為といえ、実行の着手があるといえる。

イ、~~これとそれ~~^{これ}との対比で、Vが血を流して怪れているのに、気に入らない
の、作業員の働き方に、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1034、1035、1

(2) LTにからず、甲の上言行為は、殺人未遂罪に成立せず。1 殺人未遂罪の客観的構成要件は、

(1) 乙が、本犯甲にVにTで素手による危険を感じた本持論は、
 成立。その正当防衛 ②項

(1) 甲の力が3行各127、240米、²⁵⁰~~243~~米)を成り立3人。

19 ア. 主文の数量を6と、上記の行に於けると3。そのうち1の場合にも相
乗過失犯の規定として読める。240条は適用可能と見ても可い。

1. この点、240条が定められ、起訴は背景として強盗が犯罪におき、殺人が起りやせりという効果の補償に配慮した結果である。そこで殺人も強盗も殺人強盗が人を自傷させた場合にも、240条が適用されると考

問

37

146b

以上

4

第1 甲の罪責について

2. Vに対して画像を鑑定すると偽り、画像を引渡させた行為に詐欺罪(刑法246条項、以下江名略)が成立しないか。
詐欺罪が成立するための要件は①詐欺図行為 ②欺用行為に基づく錯誤 ③錯誤に基づいた交付行為 ④財物又は財産上の権利の取得 ⑤各過程に因果関係が認められる必要がある。

(1) ①は、人として、財物又は財産上の利益を処分させるような行為という所、契約により、2000万円の現金を提示し、画像という、この品を買った時、鑑定に出すのはよく知られており、画像に何らかの欺用行為がなされ、中々も契約を鑑定し、その鑑定する目的で、持ち出すと意図している。契約上重要な部分に偽り、そのと肝心の得る。したがって①は認められる。(①充足)。

(2) Vは甲の発言を受け、鑑定をするために持ち出していると思っており、錯誤に陥っている。(②充足)。

(3) 前項と同様Vは鑑定に基づきその意思に基づき画像を交付している(③充足)。

(4) ④は被欺用者が、取り返す事が困難な程度の物が必要とする。本件では持ち去り後の乙がタワーズに立ち去っており、通称困難である。取り返す事が困難な程度の物が必要であるといえる(④充足)。

(5) 各過程間の因果関係について問題となる事柄はない(⑤充足)。

(6) 故無、不正利益の意思も認められる。

(7) よって甲の行為に詐欺罪が成立する。

2. Vの腹部への刺突行為に対し強盗致人未遂罪(236条2項2号、240条)が成立しないか。強盗致人未遂罪が成立するためには強盗、という身分が必要である。甲はVからナイフを奪り取り、刺突行為を、画像代金と引き換えに受け取り、財産上不法の利益を得る目的で行っている。強盗に当たる。

(1) 上記のとおり甲の殺意をもつ刺突行為を行っており、240条は殺意が目的の場合も成立する問題である。

Yの点、240条は強盗行為が成立した場合、死傷結果が発生する事から類型的に高い年から刑事政策上支えられなければならない。刑事政策上の観点から殺意が目的の場合も240条は成立すると解する。

1. 本件甲は殺意をもつ行為を行っており、刑事政策上の観点から240条は成立すると解される。

(2) 強盗、という身分を有する甲はV(人)、ナイフを奪り取り、刺突行為をもつ行為を行っている。

(3) よって殺意をもつ行為を行っており、死傷結果が発生しない。

(4) したがって甲の行為に強盗致人未遂罪が成立する。構成要件に該当する。

(5) また甲はVに対し、脅威のナイフを突き付けられ、身が危険にさらされ、死傷結果を及ぼすおそれがある。強盗行為が成立し、強盗致人未遂罪が成立する。生命、身体、財産上の利益、という身体に被害を及ぼす。生命、身体、財産上の利益、という身体に被害を及ぼす。生命、身体、財産上の利益、という身体に被害を及ぼす。

1. 甲は自らの生命、身体、という自己の権利を保持するために、行っている。

（第 1 問）

7 36条1項の注文に「下位と上位の」防衛的意思が必要である所、防
 8 衛的意思は、防衛的加害意思と併存して~~た~~問題ない。本件では、自
 9 分の身を守る意思のみで、中に、Vを殺すという防衛的加害意思が併
 10 存していた限りで、本稿所論は~~た~~成り立つ。
 11 工. やねと主張したところ、命の防衛とすると、必要最小限度の加
 12 害あり、必要性と相当性は有する行為である事と言う。本件ではV
 13 は甲に対して激しくしており、たけと奪い取る必要性的な下から、奪
 14 取、たけの下、身体・振舞即ちVの腹股部刺突行為の明らかな
 15 に相当性は欠乏、甲の生命を守るために必要最小限度の加害と言
 16 える。

[illegible]

18 本報現在門口為不少人所防而出入者元一舞之付付下が
19 此の甲が当初之舞を大に上回つた下であると言ふ。それ
20 此の甲が最初之舞を大に上回つた下であると言ふ。

(2) 证明: 甲乙丙为西-阿利口唯度工程之方主, 且, 乙丙事阿利口唯度工程之方主, 故乙丙可事。

第 1 章 2. 意義について

1. 乙批甲、依賴之受付在後指支此至了受付石名方12日詐欺罪

3

の費用は補助金で成立し、 $\bar{w}$ 。万が一 $\bar{w}$ は和算にならないと
仮定、数量(対等値)が無からなる。

2. 已成。在何口何首之管下作为。废品管理罪(56号)成可
立有。

石井、同罪状成立時刻は甲から乙へ金持、天明及び山石降下あり。それ以前は石井が舞い下り罪状成立した。

3 乙戊化精与庚时下吾即在有方以理使界时式立己入。

[illegible]

2加消C7. V近有~隔E 恒须C7. 入7. 252号C7. 成成成成。

2) 持產品交付水罪に於ては、物の日界が成立する
 1070 年、問題に反して、同罪に於ては、物の日界が成立する

に於て乙は甲の委託係託關係を破壞して私印を合致せしめざるを
意するの正當なる行為と見て、乙は同罪に可成り。私印の偽造は
よつて乙は物に強迫犯行を以て刑之上に併合し、乙は同罪に
可成り。

1. 有離核物と強酸と、有離核物と強酸

2/1 E

第 問

4生を、犯人と被害者の体格・年齢・状況等を考慮して半相当する。
イ 甲は、Vからナイフを首元につまつけられているから、緊急性が認められる (①充足)

すなわち、Vの上記行為は、甲が^{Vの}支招をせずに逃げようとしたことから行^{った}ものであるが、前述のとおり、不法な行為でないため、脅迫罪及び暴行罪にあたるとして、不正な侵害といえる (②充足)

また、甲は、他の要因を有していたものの、自己の身体を防御する要因を有していた (③充足)

さらに、自己の身体の安全という権利を享有するための行為である(仮定)として、前段の行為は上記不正の侵害を解除させるために必要であり、いかに、若い甲と80歳の老人であるVとの間であることもナイフと素手であったから相当性がある。もっとも、後段の行為は、既に上記侵害を解除することには成功しており、いかにVがつかみつかれてきたといえ、上記のように年齢差があり、武器にも反転している状況では相当性を欠く (⑤充足)。

したがって、防衛を越えた程度として、甲には過剰防衛(36条2項)が成立する。

5. 以上より、甲には、①建造物侵入罪②詐欺罪③暴行罪、脅迫罪、殺人未遂罪が成立し、④は^④準強盗(54条1項後段)となり、⑤と⑥は^⑤強盗(54条1項前段)となり、それらは併合罪となる。

第二、Zの罪責について。

1. Zは甲から踏み入れ、仮借ホテルに入り、仏像を盗み、盗品

第 問

それを保管した。
(1) 共同正犯は、①共謀し、②犯罪を実行した場合に成立する。①は共同実行の意思と正犯性~~を有する~~が~~あり~~は認められる。

すなわち、甲の計画について何らしらる、正犯性は否定される。

(2) 次に、幫助(62条1項)は正犯を助えた場合に成立する。

確かにZは、甲の各犯罪を助えている。しかし、その構成要件該当事実の認識・認識が乏しいため、36条1項により、故意が否定され、犯罪が成立しない。また、甲を正犯としない盗品関与罪についても~~故意が否定される~~から成立しない。

(3) よって、上記行為には何ら犯罪が成立しない。

2. Zは^②額ある盗品を、甲に無断で戻した。

(1) 横領罪は、①自己の占有する②他人の物を③横領に涉るに成立する。④⑤⑥⑦⑧⑨について、横領には不法領得の意思の発現行為を要する。これは^⑩客観的行為が必要である。不法領得の意思は~~権利利用~~を要する。

(2) Zは、自己の占有するVの仏像(①充足)を、③他口売りことで、利益を得ている (⑤充足)。これは^⑥不法領得の意思を具した行為と認める。

(3) よって、横領罪が成立し、その罪責を負う。